

ここでのポイントとして、①こちらからご家族へ発信していく ②介護保険サービス利用時の生活をイメージする ③介護保険移行へのつながりを持つ ④マイナスイメージを持ってしまわないようさりげなく進める ⑤介護認定調査には利用者が不安になってしまわないように同席する ⑥相談支援専門員に丸投げせず役割分担を決め、日々接している支援者にしかわからないこと伝えるということが挙げられました。

今回の分科会では、こういった事例をもとにわかりやすく説明していただき、また自分の身の回りや当てはめ考えることができました。今後、介護保険を利用する方も増えていく中で、移行についてのポイントや対応の仕方を聞くことができ、あまり身近ではなかった「若い」と向き合うことができました。これを機に自身の施設でも簡単に始められる老化への対策や健康維持について考え、日常の業務の中に取り入れたいと思います。



#### 第4分科会「“暮らし”を支える事業」に参加して 生活介護 西作業所 管理者 宮川 知也

第4分科会では、「暮らし」を支える事業」と題し、東洋英和女学院大学大学院 教授 石渡 和実 氏をコーディネーターに、シンポジストとして、(社福)手をつなぐ【岩手県盛岡市】の「手をつなぐ安心生活支援センター」所長 石川 明博 氏、(特非)かわさき障がい者権利擁護センター 理事長 明石 洋子 氏、練馬区立大泉障害者地域生活支援センターさくら 相談支援専門員 森山 瑞江 氏の3名が登壇されました。また、全国事業所協議会 九州ブロック運営委員 田中 寛 氏も助言者として登壇され、各事業を運営している方々の実践を聴かせていただきました。分科会を通じ、障がいのある方を事業所の中だけで支援するのではなく、地域や社会全体で支えていくことが今後の障がいのある方の未来につながるのだと分かりました。

各事業所も地域の方に認知していただくには、様々な地域活動に参加したり、貢献につながるような活動を取り入れていくことが必要であると講義の中で印

象付けられました。

また、保護者の高齢化も今後の重要な課題であり、障がいのある方の親亡き後を考えていくうえでもグループホームや地域の方の理解、成年後見制度などが重要であることや、その過程をサポートできる支援員の育成にも力を注いでいくことが大事になってくるのではないかと思います。平成25年に障害者差別解消法が施行され、周囲が意思決定支援と合理的配慮を重視していく上でも、支援者のスペシャリストの育成が重要視される時代に今後なっていくと考えられます。

さらに、分科会を聴いている中で、相談支援専門員の実践を伺い、個人と個人を取り巻く内情をよく知っておくこと、よく知った上でアセスメントをしっかりと行って地域の事業所と連携し、また保護者の方が使えるサービスをどこまで知っているのかなども把握して、必要な情報を提供していくことで、他業種とのやりとりもスムーズにいくことができるのだと実際のケースのお話で聞くことができ、より具体的に知ることができました。

障がいのある本人の意見に寄り添い、それを上手く取り入れながらそれぞれの間を調整していくのは、なかなか難しいですが、連携しながら意見を出しあい、よりよい方向に導いていくことが大切であると考えさせられました。

印象的であったケースとして障害福祉サービスから介護保険へ移行する問題で、末期がんであった利用者の作業所への通所について、利用者本人の作業所に行きたいという思いを尊重し、地域や作業所が機転を利かせて本人の過ごしやすいように生活の場を提供したという事を聞き、実際そのようなケースは今後も珍しくなくなってくると思われます。また、事業所側もよく話し合い、臨機応変に対応できたからこそ、場の提供に至ったと考えられるのですが、このようなケースを実現させるのは、まだまだ難しいのが現状であると思います。

この他にも、相談支援専門員が利用者の背景や家庭の内情をよく知っている場合でも、介護保険の制度で相談支援専門員が知らないうちに本人が高齢者施設へ入所していたケースからも考えられるように、他機関と情報共有や提供・カンファレンスをもう少し密に行っていたなら、もしかしたら食い止められたかもしれないケースもよくあることだと思われます。実際に保護者・本人・他事業所との連携がうまくいっていない場合が大半であるのが現状で、相談支援専門員の役